

別表2 災害手術給付金の対象となる手術及び給付金額表

手術の種類	給付金額
1. 皮膚・皮下組織の手術(単なる皮膚縫合は除く)	(1) 植皮術(25平方センチ未満は除き、瘢痕拘縮形成術を含む) 5万円
2. 筋・腱・腱鞘の手術	(2) 筋・腱・腱鞘の観血手術 2.5万円
3. 四肢関節・靭帯の手術(抜釘術を除く)	(3) 四肢関節観血手術・靭帯観血手術 2.5万円
4. 四肢骨の手術(抜釘術を除く)	(4) 四肢骨観血手術 2.5万円
	(5) 骨移植術(四肢骨以外の骨を含む) 5万円
5. 四肢切断・離断・再接合の手術	(6) 手指・足指を含む四肢切断手術・離断術(骨・関節の離断に伴うもの) 5万円
	(7) 手指・足指を含む切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの) 5万円
6. 手足の手術	(8) 指移植手術 10万円
7. 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	 2.5万円
8. 脊柱・骨盤の手術(頸椎・胸椎・腰椎・仙椎の手術を含む)	(9) 脊柱・骨盤観血手術 5万円
9. 頭蓋・脳の手術	(10) 頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く) 5万円
	(11) 頭蓋内観血手術(尖頭術を含む) 10万円
10. 脊髄・神経の手術	(12) 神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術) 5万円
	(13) 脊髄硬膜内外観血手術 10万円
11. 涙嚢・涙管の手術	(14) 涙嚢摘出術 2.5万円
	(15) 涙嚢鼻腔吻合術 2.5万円
	(16) 涙小管形成術 2.5万円
12. 眼瞼・結膜・眼窩・涙腺の手術	(17) 眼瞼下垂症手術 2.5万円
	(18) 結膜嚢形成術 2.5万円
	(19) 眼窩ブローアウト(吹抜け)骨折手術 5万円
	(20) 眼窩骨折観血手術 5万円
	(21) 眼窩内異物除去術 2.5万円

13. 眼球・眼筋の手術	(22) 眼球内異物摘出術	5万円
	(23) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	2.5万円
	(24) 眼球摘出術	10万円
	(25) 眼球摘除及び組織または義眼台充填術	10万円
	(26) 眼筋移植術	5万円
14. 角膜・強膜の手術	(27) 角膜移植術	5万円
	(28) 強角膜ろう孔閉鎖術	2.5万円
	(29) 強膜移植術	5万円
15. ぶどう膜・眼房の手術	(30) 観血的前房・虹彩異物除去術	2.5万円
	(31) 虹彩癒着剥離術	2.5万円
	(32) 緑内障観血手術(レーザーによる虹彩切除術は、(21)に該当する)	5万円
16. 網膜の手術	(33) 網膜剥離症手術	5万円
	(34) 網膜光凝固術	5万円
	(35) 網膜冷凍凝固術	5万円
17. 水晶体・硝子体の手術	(36) (外傷性)白内障・水晶体観血手術	5万円
	(37) 硝子体観血手術	5万円
	(38) 硝子体異物除去術	5万円
18. 外耳・中耳・内耳の手術	(39) 観血的鼓膜・鼓室形成術	5万円
	(40) 乳突洞解放術・乳突切開術	2.5万円
	(41) 中耳根本手術	5万円
	(42) 内耳観血手術	5万円
19. 鼻・副鼻腔の手術	(43) 鼻骨観血手術(鼻中隔弯曲症手術を除く)	2.5万円
	(44) 副鼻腔観血手術	5万円
20. 咽頭・扁桃・喉頭・気管の手術	(45) 気管異物除去術(開胸術によるもの)	10万円
	(46) 喉頭形成術・気管形成術	10万円
21. 内分泌器の手術	(47) 甲状腺・副甲状腺の手術	5万円
22. 顔面骨・顎関節の手術	(48) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものは除く)	5万円

23. 胸部・食道・横隔膜の手術	(49) 胸郭形成術	5万円
	(50) 開胸術を伴う胸部手術・食道手術・横隔膜手術	10万円
	(51) 胸腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう)	2.5万円
24. 心・脈管の手術	(52) 観血的血管形成術(血液透析用シャント形成術を除く)	5万円
	(53) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸または開腹術を伴うもの)	10万円
	(54) 開心術	10万円
	(55) その他開胸術を伴うもの	10万円
25. 腹部の手術	(56) 開腹術を伴うもの	10万円
26. 尿路系・副腎・男子性器・女子性器の手術	(57) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く)	10万円
	(58) 尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く)	5万円
	(59) 尿ろう閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く)	5万円
	(60) 陰茎切断術	10万円
	(61) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	5万円
	(62) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術(人工妊娠中絶術・経膈操作を除く)	5万円
	(63) 膣腸ろう閉鎖術	5万円
	(64) 造膣術	5万円
	(65) 膣壁形成術	5万円
	(66) 副腎摘出術	10万円
(67) その他開腹術を伴うもの	10万円	

27. 上記以外の手術	(68) 上記以外の開頭術	10万円
	(69) 上記以外の開胸術	10万円
	(70) 上記以外の開腹術	10万円
	(71) 上記以外の開心術	10万円
	(72) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は除く)	2.5万円